

# ゆとりある教育を求め 全国の教育条件を 調べる会 ニュース

2017.3.7 発行

NO.47

冬の研究会 報告

春の研究会あんない

## 調べる会・冬の研究会

初参加者4人…小さくても輝く

2月4日～5日にエデュカス東京にて開催。

参加は、東京、埼玉、愛知、京都、奈良、宮崎から合計12名でした。初参加の方が4名でしたが、フェイスブックを見て参加して下さった方は、「全国」という名前が付いている会だから、100人位は参加しているだろうと予想しておられた方もありました。早く、そんな会にしたいものです。

山本由美先生のご講演や、労安法についての講座など、充実した内容でした。また、本会事務局長が教育条件整備をめぐる状況と、全国の分析方法についての提起を行いました。違った視点からのご意見を頂き、今後の研究方法について様々な示唆をいただくことができました。ありがとうございました。

内容については、次頁以降をご覧ください。

## 調べる会・春の研究会

in岡山

4月29日(土)13:00

～30日(日)16:00

会場 岡山国際交流センター

資料代 1000円(1日参加は500円)

定員 40名

\*事前の申し込みが必要です。(詳細 次頁)

## 学校統廃合・小中一貫教育を考える

全国交流集会 in 京都 (2月26日)

2月26日(日) 京都で学校統廃合と小中一貫教育を考える第七回全国交流集会が行われました。

「これでいいのか!学校統廃合 小中一貫教育 地域こわし」をテーマに山本由美先生が基調報告をされ、全国各地の状況やとりくみが報告、論議されました。その中で学校統廃合と小中一貫を考える全国ネットワークの結成と入会の訴えがありました。本会としても、とりくみの連携を考えていきたいと思ひます。

## 事務局長の個人見解を発表(P6～12)

通常国会で、「義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための法律改正」が行われようとしています。同時にこの法改正を見込んだ文科省関係予算案が審議中ですが、予算を通過させた後、本題の法改正を行うという段取りです。

法改正に関しては、義務標準法のみが話題とされ、しかも、通級指導と日本語指導と初任者研修のための指導教員の定数を、従来の「国庫加配定数」から、「基礎定数」へ変更するといった点のみが強調されるにとどまっています。

ところが、文科省のホームページにアップされた法改正案を見ると、義務標準法だけではなく、実に5本の法改正が準備されています。部分的な「改善」のみをクローズアップしながら、それに紛れて大きな改悪が行われようとしているのです。この法改正についての緊急な検討と議論が必要ですよ。

例年ですと、会員内外からの意見をいただき、予算案に関する事務局長見解を発表しているのですが、今回の審議スピードから考えて、まとまった見解を表明する前に法改正がなされてしまう恐れがあり、それぞれの項目について、考えられる意見を短く表明させていただき、みなさまの意見をいただけたらと思います。

みなさまの議論を呼びかけます!

# 2017 調べる 春の研究会 ご案内

**日 程** 4月29日(土) 30日(日)

**会 場** 岡山国際交流センター

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町 2-2-1 (JR 岡山駅すぐ)

**資料代** 1000 円 (1 日のみの参加は 5 0 0 円・学生は無料)

**定 員** 4 0 名 (先着順) \*資料を持参される場合は、40部ご準備ください。

4月29日 13:00 ~ 17:00

研究発表 山崎洋介(奈良)  
義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための法律改正  
について考える

研究発表 橋口幽美(宮崎)  
教職員配置基準の改善と係数(パンフレット化に向けて)

4月30日 9:00 ~ 16:00

報告 赤坂てる子(元岡山県議会議員) 9:00 ~ 10:00  
「教育アンケートにとりくんで」

調べ方講習 調べる会 10:10 ~ 12:00  
調べてみよう「岡山県の教育条件分析」

解説 橋口幽美・山崎洋介

研究発表 (募集中)・・・ご希望の方は、事務局まで事前にご連絡ください。

\*会場等の都合がありますので、参加希望の方は、必ずご連絡ください。

参加連絡先 ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 事務局 山崎洋介

TEL 090-3162-7610 FAX 0774-73-2513

Eメール [shiraberukai@ae.auone-net.jp](mailto:shiraberukai@ae.auone-net.jp)

## 冬の研究会 in 東京 報告

2月4日(土)5日(日)、エデュカス東京において、調べる会冬の研究会 in 東京を開催しました。宮崎、奈良、京都、愛知、埼玉、東京より12名の参加者がありました。

### 2月4日(土)

講演「学校統廃合・小中一貫教育と地方財政制度」 講師：山本由美先生（和光大学）

報告「平成29年度文科省予算案教職員定数について」報告者：山崎洋介（奈良）

4日(土)は山本由美先生（和光大学）の講演「学校統廃合・小中一貫教育と地方教育財政」がありました。

今、1950年代昭和の市町村合併期、1970年代過疎地対策推進期に続き、学校統廃合の大波が訪れています。

その特徴は、第二次安倍政権の下での「地方創生」と人口減政策をてこし、公共施設総合管理計画など自治体業務と公共施設の「選択と集中」をすすめるため、特別交付税交付や地方債などによる誘導によって自治体に統廃合を迫っていることです。

それらは、学校など教育施設の公共性を無視し、教育的価値や効果の検証の不十分なまま、住民の意向を押し切るかたちで小中一貫校や大規模校にまとめあげるといった乱暴な方法が目立ちます。

その際、コンサルタントによる企業的会計方式が導入され、学校や公共施設などが、効率化、コスト削減などという論理でどんどんつぶされていってしまっているそうです。

私たちは、子どもと教育を守るため、こうした動きに対応しつつ、地方教育財政のあり方について、調査研究を一層進めていく必要性を感じました。

後半は、山崎事務局長による「平成29年度文科省予算案教職員定数について」の報告がありました。

財務省との財政折衝の結果、868名の定数改善を含む教職員定数予算案が審議されています。通級指導教員の基礎定数化など大きな前進面がありつつも、今国会に提出が予定される義務標準法改正案の内容次第では、制度が大幅に変更されそうな情勢です。

今後の動きに注目しつつ、調べる会として調査研究成果をふまえた提言を発表していく必要があると思います。

終了後、参加者有志による夕食交流会も行われました。大変有意義な研究会となりました。

2月5日(日)

ワークショップ「つくってみよう私の県の教育条件グラフ パート3」

報告「10年間のデータをグラフにしてわかったこと」

報告者：橋口幽美(宮崎) 山崎洋介(奈良)

報告「労安法で学校が変わる」 報告者：大里総一郎(社会医学研究センター)

報告「『係数』(乗ずる数)の増と、整数化についての検討」 報告者：橋口幽美(宮崎)

5日午前中は、ワークショップ「つくってみよう私の県の教育条件グラフ パート3」が行われました。

学級編制、教職員配置、非正規・再任用などのデータの解説のあと、参加者で東京都と岡山県の各種教育条件のグラフから読み取れることを話し合いました。

その後、山崎事務局長からの「10年間のデータのグラフからよみとれること」の報告を受け、討議しました。

学級編制の弾力化方針による少人数学級化などの増学級に対し、教職員がそれに見合った十分な数だけ増やされていない都道府県が多く、無理な少人数学級化がかえって教職員のブラック化を招いてしまっている側面があるのではないかという報告に参加者から活発な意見がだされ話し合われました。

午後からは、大里総一郎さんから「労安法で学校が変わる」の報告がありました。労働安全衛生法の広大な空白地帯と呼ばれていた学校現場にも、ようやくロウアンの風が追い風で吹いてきています。

大里さんは、法律の内容についてていねいに解説しながら、学校現場の働き方を改革していくための具体的なとりくみかたについて、提案されました。

私たち調べる会の調査研究とも大いに関連し、これから交流、連携しながら研究をすすめていくことができればと思います。

最後に、橋口幽美さんから「『係数』(乗ずる数)の増と整数化についての検討」の報告がありました。

橋口さんは、義務標準法の成立と運用にあたった文部官僚、佐藤三樹太郎氏の著作を解説しながら、教員定数算定の係数(乗ずる数)の算定根拠について検討し、教員定数増のために現代の教員の働き方に応じた乗ずる数の改善と定数化について提案しました。

午前中の論議ともあわせ、教職員定数増のためには「少人数学級至上主義」ではなく、現場の教職員のゆとりを生み出すための制度設計が大切だと参加者で話し合いました。

二日間、とても充実した研究会となったと思います。

今福志枝（京都府）

**山本先生の講演**は、頭の中を整理してくださるお話でした。

福知山は、まさに先生の講演のとおり、市町合併により広い土地とともにたくさんの公共施設を抱えることになった市です。合併を控えた時期には、老朽化した学校校舎は修理されることもなくそのままの状態でした。合併特例債の元利償還金の25%負担すれば学校統廃合が可能になるとか、そして公共施設のスクラップ化、まさに学校を統廃合し売り払うことは政府の思うところですよ。

そこに、子どもたちの成長や豊かな教育なんて、入る余地はありません。不便な農村地域なんてつぶしてしまえ。そんな声が聞こえてきます。

小規模校の良さは、そこに暮らしている人にとっては当たり前の事であって、わかりづらいものです。学校統廃合・小中一貫教育、聞こえは良いですが、弱者の切り捨てです。

統廃合のまっただ中にいる人たちに是非、聞いてほしい講演でした。住民や当事者には、本当の情報が届かない、歯がゆい思いがします。

久富善之（東京都）

**この方面は「弱い」**私ですが、「会員になれた」ので、これからは、この分野を勉強して、少しはその点での知識を持ちたいと思いました。

私の本（日本の教師、その12章）の「12章にもうあと少し付け足して、教育条件のことについて詳しく書いて」という「批評」は、今になってみれば、非常によくわかります。

皆さんの会に入って、もう少し勉強して、この分野に詳しくなりたいと思います。

Facebookでの偶然の出会いでしたが、私にとっては「画期的」な出会いになりました。

これからは、皆さんと一緒にこの問題にとり組み、ともに調査し、ともに闘いたいと思います。

よろしくお願いします。



**内容説明**

過密労働、うつ、自殺...危機を越える共同と共感の力を探る。

**著者紹介**

久富善之[クドミヨシユキ]

1946年、福岡県生まれ。一橋大学名誉教授。教育社会学。東京大学教育学部卒業。1974年同大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。北星学園大学専任講師・助教授、埼玉大学助教授、一橋大学助教授・教授などを歴任

- 価格 ¥2,268（本体¥2,100）
- [新日本出版社](#)（2017/01 発売）

義務標準法改正案

基礎定数の追加(3条関係)

(小中学校)

○学校の児童生徒数に応じて教員数を算定

児童生徒数 200～299 人の学校数に 0.25 を乗じた数

300～599 人	0.50
600～799 人	0.75
800～1199 人	1.00
1200 人～	1.25

・ 意見

これは、来年度予算案に関する財政折衝において、文科省と財務省で合意された国庫加配定数(指導方法工夫改善加配教員)の一部(9500人)を基礎定数化する中身だと思われます。

- ・ このことにより、不安定で配当基準のあいまいな国庫加配定数が、算定基準の明確な基礎定数化すること自体は評価できます。このことは、私たちが長年主張してきたことでした。
- ・ しかし、来年度予算分の教員定数でいっても101人となることでもわかるように、この算定基準により今後少子化が進めば、指導工夫改善加配特に「少人数指導」「少人数学級」として活用されてきた教員が、削減されていくことは目に見えています。財務省の狙いはまさにそこにあると考えられます。
- ・ 少人数学級に活用されている例も多い指導方法工夫改善加配教員の基礎定数化による「自然減」は、これまでの国庫加配定数を使って実施されてきた「地方裁量少人数学級制」の縮小後退をもたらす、学校教育のゆとりを奪う結果となる危険性が高いです。
- ・ また、これまで教員の基礎定数の算定は学級数を基礎としてきました。それが、学校の児童生徒数を算定基準にするということは、大きな問題をはらみます。
- ・ 学級が算定基礎ならば、小規模校で学級の児童生徒数がたった1名でも1名の教員が配置されてきましたが、それが児童生徒数を基準とするものに変えられていくことになると、小規模校は財政的に存続することができなくなります。それでは学校統廃合をますます加速させる結果となってしまいうでしょう。
- ・ 財務省は、以前から教員給与算定を学級数から児童生徒数に変更することを狙っており、今回の改正案がその布石になる危険性があります。
- ・ この新たな基礎定数は、単に「児童生徒の数に応じて」定数を算定するとあるだけで、その目的は示されていません。また、乗ずる数が整数ではないことで、その規模の学校に必ず配置されることにもなりません。そのため、改正時の目的とは異なる目的で教育委員会の施策誘導のために「持ち駒」的に使用する加配教員とされてしまう危険性もあるのではないのでしょうか。

基礎定数の追加

(小中学校)(7条関係)

○障害に応じた特別の指導(政令に定める) 通級指導 を受ける児童生徒数に 1/13 を乗じた数

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(政令に定める) 外国人子女に対する日本語指導 を受ける児童生徒数に 1/18 を乗じた数

○初任者研修を受ける教員数に 1/6 を乗じた数

(特別支援学校)(11条関係)

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(政令に定める)を受ける児童生徒数に 1/18 を乗じた数

○初任者研修を受ける者に 1/6 を乗じた数

国庫加配定数の変更(15条関係)

○【削除】障害のある児童生徒に対する特別の指導への加配

意見

これは、来年度予算案に関する財政折衝で、現在国庫加配定数で措置されている通級指導を対象児童 13 人に教員 1 人の割合の算定基準で法改正し、基礎定数化することにより、28 年度通級指導加配定数と比べて + 602 人ほど増える見込みと文科省に説明されています。しかし、特別支援学級から通級指導への移行もあると見込み(- 150 人)と相殺して + 552 人と見込んでいるそうです。

- 外国人子女に対する日本語指導や初任者研修担当教員もこれまでは国庫加配定数として措置されてきたものが、今回基礎定数化されます。
- 加配定数の基礎定数化は、私たちがずっと主張してきたことであり、基本的には評価したい。このことにより、安定的な教職員定数確保が可能となり、非正規教員の正規化も期待できます。
- 通級指導、外国人児童生徒等教育の教員基礎定数化は、そのニーズの増加に対応しきれない状況を改善する画期的な措置になることでしょう。今後、そうした教育を希望する児童生徒の増により、教員も増加することになるのではないかと考えます。
- しかし、通級指導 13 人に 1 人、日本語指導 18 人に 1 人という算定基準の設定は、その算定根拠が明確に示されておらず、現状改善となるか疑問です。リアルな現状分析とともに、通級指導等の充実発展となる教職員配置が研究されなければならないと思います。
- 定数算定方式には問題もあります。例えば通級指導の場合、児童生徒 13 人に対して教員 1 人と計算する方式なので、13 人に満たない場合には通級学級が成立しなくなることも考えられます。そのため、常勤教員ではなく非常勤の講師となる可能性があります。また、13 人で割り切れない数の部分も非常勤化されることになると思われます。

- 常勤であれば、一人の教員が数校を掛け持ちする形態となります。そして、この方法では、県全体の定数が計算されるにすぎないので、実際の子どもの状況に合わせた教員配置が行われる保証があいまいです。
- 基礎定数化するというなら、通級学級の仕組みを普通学級のように上制限で定める必要があります。なぜなら、児童生徒の成長を図るには、所属学級の担任や他の教科指導教員や、同級の児童生徒との関係などを総合して指導する必要があるからです。
- 初任者研修のための教員を基礎定数化することには、疑問の余地があります。
- そもそも初任者研修制度そのものが問題点が多いです。研修内容と、補充職員の勤務内容のあり方が、本来の目的である児童生徒に対する教育内容の充実に資するものとなるよう検討が必要です。
- 国庫加配定数で措置していた時期には、2人に担当者1人だったのではなかったでしょうか。国庫加配対象外となり、県ごとの対応はまちまちだったと思われませんが、今回改正案の6人に1人というのは、現状の初任者研修制度のままでは、少なすぎるのではないかと思います。

#### 義務教育費国庫負担法改正案(2条関係)

- 不登校児童生徒に対する特別指導を行う教育課程の教職員給与費を国庫負担
- 夜間や特別の時間における主として学齢を経過した者へ指導を行う教育課程の教職員給与を国庫負担化

#### 意見

- 夜間中学の部分については、異論がありません。むしろ、今まで国庫負担化していなかったことが不備だったと思います。国庫負担化により、現在主に自治体の努力により進められている夜間中学などの取組がますます充実発展されることを期待したいと思います。
- 不登校の児童生徒に対する「教育課程」実施については、教育機会確保法の論議を踏まえても、いろいろと異論のあるところではないでしょうか。
- 教育機会確保法は、不登校の子の教育機会確保のための施策を国、自治体の「責務」とし、「必要な財政上の措置を講じるよう努める」としました。不登校の子に配慮した教育課程の「不登校特例校」や、学校復帰の指導をする自治体の「教育支援センター」の整備に努めることも掲げています。今回の国庫負担法改正案は、それに対応したものと思われれます。
- 基本的に国庫負担化することには意義があるとは思いますが、「不登校特例校」や「教育支援センター」のあり方などについては、個別の議論が必要であると思います。それなのに、他の改正と一緒に通してしまうことは慎重にするべきだと思います。

#### 義務標準法・義務教育費国庫負担法改正案全般に関する意見

- 改正にあたって、学校の指導・運営体制の「充実」を図るうえで、現状についての分析があまりに乏しく、抜本的な改正案になっていないと思います。
- 地方裁量での少人数学級によって、逆に教育条件水準の低下が起こっている問題、2001年義務標準法改正によって非常勤講師や短時間勤務職員が増加して、極端に月収の低い教員が置かれている問題、



2004年の国庫負担最高限度政令改正による総額裁量制導入で、臨時的任用教職員が急激に増加した問題、

2006年の国庫負担法の改正により教職員給与費に対する国の負担率が1/2から1/3に引き下げられ(都道府県負担は、1/2から2/3に引き上げられ)、地方財政が圧迫されている問題(結果として、更に臨時的任用や非常勤化が増加した)、

2011年の義務標準法改正によって、県の学級編成基準が「標準」とされ、また「事後届け出制」とされたこととも関連して、県基準を下回る(基準より多い児童生徒数で)学級編成が行われるケースが発生している問題

- など起こっているのですが、そのような実態改善には、全くふれていません。雑誌や新聞等でも取り上げられるようになった、教職員のブラックな働き方、病休や産育休の代替えの職員がみつからないといった状態は、これらの制度変更がもたらした結果です。
- ~ のような運用を生んでいる法制度の手直しと、十分な財政を保障する教育財政制度の確立のために、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実拡充を目指すべきだと思います。
- そして、抜本的な教育条件改善のためには、やはり学級編制標準の改善による少人数学級化、乗ずる数改善など教職員定数算定基準の改善など基礎定数の充実が求められます。
- 

#### 義務標準法改正案 国庫加配定数の変更(15条関係)

○【追加】二以上の学校に係る事務を共同処理する共同事務室が置かれている学校への加配

#### 地教行法改正案(目次、4条関係)

##### 教育機関への「共同学校事務室」の追加

○二以上の学校に係る事務(共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令に定める)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織

○室務をつかさどる室長と所要の職員を置く(共同処理する学校の事務職員を充てる)

- 意見  
国庫加配定数の事由に、「共同学校事務室」を明示することには反対です。
- 実質的には、学校事務のセンター化です。設置場所を一つの学校にするだけで、学校給食のセンター化と同じ「費用削減策」だと思います。
- このための加配措置を行うとのことですが、事務職員の定数に関する限り、国庫加配はほとんど意味を持たないくらい基本的な定数配置が削られています。(2015年度 全国の学校事務職員定数 32729 人に対し、実数 31711 人)この問題についての文科省の指導は、全く行われていません。
- 学校事務職員の任用は、一部の都府県を除き、専任職員としての任用が行われていません。それは、一般の行政事務とは異なり、大人(職員・保護者等)だけを対象とした仕事ではなく、子ども(児童生徒)とも関わる仕事という特殊性を持っているからです。
- 事務室業務には、学校内部での予算管理などの教職員相互の理解が不可欠のもの、職員の服務・厚生など、教職員との直接の連絡・相談が必要なものがあります。これは、授業の

合間の短時間に行えるものばかりではなく、昼の休憩時間を利用して行われるものなど、勤務時間の変則性を伴うものです。

- また、保護者からの欠席届を電話で受けたりする中で、状況を判断して担任に連絡することもあります。学校行事の問合せ等には、単に回答するだけでなく、教員との間をつなぐような役割も果たすこともあります。(連絡方法の改善や、注意喚起のお願いなど)
- 更には、管理職と一般教職員との橋渡し役も、学校事務職員の意外な側面です。管理面の法律などについては、ある意味では管理職よりも知識の蓄積があり、双方の理解が食い違うことなく、スムーズな運営に一役買うといった場面もあります。
- 児童生徒との関係では、器物破損といった問題行動の場面では、即修理等の対応のため現場の確認や、業者への連絡等は当然の業務ですが、担任以外、管理職以外の学校財務担当職員として(先生とは違う大人 = 担任は子どもにとっては親のような存在)子どもと相対し、説明を求め、自省を促すという役割も負います。破損の状況によっては、施設設備そのものに問題があるケースもあるので、改善のための方策を管理職や他の職員、教育委員会とも相談しながら、予算の確保も含め検討します。
- また、学校納入金(預り金)の徴収状況なども含めて、保護者の状況と子どもの状況を、担任とは違う視点でとらえる場面もあり、保護者と担任との橋渡しをすることもあります。これらの役割は、常時学校に勤務していて可能となる役割です。
- 学校外において集中的に行う方が効率的という理由で、特定の業務を除くことになれば、学校内で行う業務は減ることになるので、常時勤務の根拠を失います。結果として、学校に置く事務職員は非常勤化が予測されますが(現に東京都でその方式が取り入れられようとしています)、そうなれば、上記したような「学校事務」の役割は果たせなくなります。
- すでに、「事務の効率化」という理由で加配が行われ、「学校事務の共同実施」などと称される方式で、かなりの県で実施されています。これを、地教行法にも明示し、加配理由にも明示すると、従来の「共同実施」とは異なる次元のものに変わる可能性があります。「共同学校事務室」は、遠からず、学校給食センターの民間委託と同じ運命をたどることになるでしょう。加配措置は、一時的な見せかけの措置でしかないと思います。
- 共同事務室の室長が、学校事務職員でない場合もありうるのも問題と思います。
- 

学校教育法改正案(37条関係)

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供推進に関する法律改正案(14条関係)

○事務職員は「事務に従事する」「事務をつかさどる」

「つかさどる」とは、掌握してとりまとめること。「従事する」よりも主体的で中心的な意味を付け加えていると解釈できる。

## 意見

- 事務職員は事務に「従事する」を、「つかさどる」と変更するのは、(その5)で詳述したとおりの業務実態がある以上当然であるし、この実態を“追認”したとも言えるものです。
- ただ、この変更が「共同学校事務室」の設置と同時に(引き換えで)行われるのは承服できません。

- もしも、学校から切り離され集中された業務のみを「つかさど」り、学校に残された業務はその対象外となるなら、学校に配属される事務職員は、実態としても「従事する」だけになってしまわないでしょうか。おおいに疑問です。

#### 学校運営協議会の設置努力義務化(4条関係)

- 教育委員会は、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない
- 委員は以下の者から教育委員会が任命する
  - ・地域住民 ・保護者
  - ・地域学校協働活動推進員など学校運営に資する活動を行う者
  - ・その他教育委員会が必要と認める者
- 校長は委員の任免に関する意見を教育委員会に申し出ることができる
- 校長は学校運営に関し教育課程編制などの基本方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない
- 学校運営協議会は、運営への必要な支援に関し、住民、児童生徒、保護者その他の関係者への理解を深めるとともに、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努める
- 学校運営協議会は、学校運営に意見を述べることができる
- 学校運営協議会は、職員の採用その他任用に関して意見を述べることができる(県費教職員に関しては市町村教委を経由する)
- 職員の任命権者は、職員の任用にあたり、述べられた意見を尊重する
- 学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより学校運営に支障が生じ、または生じる恐れがある場合は、教育委員会は必要な措置を講じなければならない

#### 意見

- 「学校運営協議会」という組織を、市町村教育委員会と学校との間に設置することを、教育委員会の努力義務としています。現在、一部の学校を指定して実施されていますが、これが全ての学校で実施するようにすすめられることとなります。
- 「学校運営協議会」で、教育課程の承認が行われ、教職員の採用や任用についての意見がまとめられ、教育委員会はそれを「尊重する」とされています。この制度は、「学校評議員会」から始められましたが、教育委員会に関わる法改正が行われた(首長が権限を持つ)前後で「学校運営協議会」と変わりました。
- その際の趣旨説明の文書(審議会の答申)において、コミュニティースクールを3割の学校で実施し、将来的には100%の学校に広げると書かれていましたが、日本語に直訳すれば「地域立学校」という意味合いを持つのでしょうか。公的責任を地域に下す構想です。
- 学校運営協議会は、学校運営に意見を述べるわけですが、特に職員の採用その他任用に関して意見を述べるという部分は、学校教育への圧力や介入になる危険性が大きいと思われます。
- 附則において、5年後の見直し改善も見込まれており、“学校民営化”につながる第一歩ではないのかとの危惧をぬぐえません。

社会教育法改正案(目次、5条、6条、9条関係)

- 市町村教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う「地域学校協働活動」が地域住民の積極的な参加を得て学校との適切な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民と学校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする
- 教育委員会は、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから地域学校協働活動推進委員を委嘱することができる
- 地域学校協働推進委員は、教育委員会の施策に協力し、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、活動を行う地域住民に対する助言その他援助を行う

**意見**

教育委員会の事務として、「地域学校協働活動」が新設されます。また、この活動を推進するための「地域学校共同活動推進員」という制度も新設されます。

これらは、数年前から構想されている「チーム学校」を具体的に基本法に盛り込むという性格のものと思われます。財務制度等審議会が数年前から提起している、教職員を減らして地域ボランティア等の比重を高める方策と呼応したものと考えられます。